

大分県報

令和三年
第二三五号
八月二十日

（金曜日）

告示

- 救急病院等の認定……………一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………一
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………三
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………三
地籍調査の成果の認証……………三
指定漁船調書の縦覧……………三
採石業務管理者試験の実施……………四
土地改良区の役員の就任……………四
落札者等の公示……………四

○告示

大分県告示第五百十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和三年八月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	長門記念病院	佐伯市鶴岡町一―一―一五九	令三・八・一から 令六・七・三―まで
医療法人社団知			令三・八・一から

令和三年八月二十日

大分県報（告示）

一

救急病院	救急病院	救急病院	救急病院	救急病院										
心会一ノ宮脳神経外科病院	日田市竹田新町六九〇番地の一四	令六・七・三―まで	中津市立中津市民病院	中津市大字下池永一七三番地	令三・八・一から 令六・七・三―まで	大分健生病院	大分市古ヶ鶴一―一―一五	令三・八・一から 令六・七・三―まで	社会医療法人財団法人 団天心堂へつき病院	大分市大字中戸次字二本木五九五六番地	令三・八・一から 令六・七・三―まで	中津脳神経外科病院	中津市大字福島一〇五五番地	令三・八・一から 令六・七・三―まで

大分県告示第五百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年八月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン別府
別府市楠町三百八十二―一六 外
- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 株式会社ワズテラス
代表取締役 西川 信一
東京都港区北青山三丁目五番十号

外四十一者

変更後 株式会社ライフスタイルインベーション

代表取締役 西川 信一

東京都港区北青山三丁目五番十号

外四十一者

4 変更の年月日

令和三年四月一日外

二 届出年月日

令和三年七月二十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年八月二十日から同年十二月二十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十二月二十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年八月二十日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン中津

中津市大字島田字持廣百三十四―十七 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ザ・クロックハウス

代表取締役 大野 禄太郎

東京都中央区築地四丁目一番一号

外三十七者

変更後 株式会社ザ・クロックハウス

代表取締役 平野 信之

東京都中央区築地四丁目一番一号

外三十六者

4 変更の年月日

令和三年二月十二日外

二 届出年月日

令和三年七月二十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年八月二十日から同年十二月二十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十二月二十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、竹田市大字渡瀬二百二番地の工藤裕二ほか八人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年八月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 (区画整理)	松本地区	令三・八・二〇から 令三・九・九まで	竹田市役所

大分県告示第五百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年八月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備) (農道整備)	竹田西部二期地区	令三・八・二〇から 令三・九・九まで	竹田市役所

大分県告示第五百二十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和三年八月二十日

令和三年八月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
速見郡日出町	平三〇・六・六から 令二・二・二八まで	速見郡日出町大字 豊岡の一部の地籍 図及び地籍簿	速見郡日出町大字 豊岡の一部	令三・八・五
玖珠郡九重町	平二九・一二・二七から 令二・一・二八まで	玖珠郡九重町大字 湯坪の一部の地籍 図及び地籍簿	玖珠郡九重町大字 湯坪の一部	令三・八・五
玖珠郡玖珠町	令元・六・五から 令三・二・一まで	玖珠郡玖珠町大字 古後の一部の地籍 図及び地籍簿	玖珠郡玖珠町大字 古後の一部	令三・八・五

大分県告示第五百二十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。

令和三年八月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

一 届出事項
1 発起人の住所及び氏名
白杵市大字深江二千三百二十六番地 薬師寺 正治
白杵市大字江無田百七番地の二十五 廣戸 英吉
白杵市大字佐志生三千六百八十二番地 首藤 博道
2 加入区
白杵市加入区
3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県報（告示）

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間

令和三年八月二十日から同年九月三日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 臼杵市大字板知屋千二百五十七番地

大分県漁業協同組合臼杵支店事務所

○公 告

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三の規定により、次のとおり採石業務管理者試験を実施する。

令和三年八月二十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 試験日時

令和三年十月八日(金)午前十時から正午まで

二 試験場所

大分市高江西一丁目四千三百六十一番十 大分県産業科学技術センター多目的ホール

三 試験科目

採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号。以下「規則」という。)第八条の八に規定する科目

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書(規則様式第九)

(二) 写真一葉(手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

2 書類の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和三年八月三十日から同年九月十日まで。ただし、郵送により書類を提出する場合は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

3 書類の提出先

大分市大手町三丁目一番一号(郵便番号八七〇一八五〇一)

大分県商工観光労働部工業振興課

4 受験手数料

八千円の大分県収入証紙を受験当日受付に提出すること。

5 その他

その他の詳細については、大分県商工観光労働部工業振興課に問い合わせること。

五 新型コロナウイルス感染症への対応

1 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、試験の延期や中止の可能性がある。その際は、県ホームページ上で知らせる。

2 試験当日は、感染予防のため、必ずマスクを持参し、及び着用すること。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、野津土地改良区(臼杵市)から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年八月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(就任役員)

役名	氏名	住 所
理事	臼 杵 隼	臼杵市野津町大字亀甲二二六〇番地

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年八月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分支援学校仮設校舎貸借等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁財務課施設管理班

大分県大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和三年六月十八日

四 落札者の氏名及び住所

東海リース株式会社大分営業所 所長 此 下 純 央

大分県大分市都町三丁目一番一号

五 落札金額

一億七千八百二十万円（総額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年五月七日

令和三年八月二十日

大分県報（公告）

五